

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成21年4月1日

各 位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

「ご契約のしおり・約款」の改訂および「指定代理請求特約」の取扱い開始について

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：竹内 致夫）は、平成21年4月1日より、ご契約時にお客さまにお渡しする「ご契約のしおり・約款」の改訂を行いました。また、「指定代理請求特約」の取扱いを開始しました。

「ご契約のしおり・約款」について、お客さまの「わかりやすさ・使いやすさ」の向上を目指し、販売中の全商品について、約款部分の改訂を行い、約款中の抽象的でわかりづらい記述を可能な限り明確化しました。

また、新たに取扱いを開始する「指定代理請求特約」は、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、被保険者自らがご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」からのご請求を可能とする特約です。現在継続中のご契約に対しても、新たな保険料のご負担なく、付加いただくことができます。

当社は、お客さまにご契約内容についてより一層ご理解を深めていただき、ご加入いただいた保険契約を有効にご活用いただけるよう、今後もお客さま利便性の向上に努めてまいります。

※「ご契約のしおり・約款」の主な改訂点および「指定代理請求特約」の概要については、【別紙】をご参照ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課 稲生 英司

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840



I 「ご契約のしおり・約款」の主な改訂点

- 商品内容を、図表を活用しながらわかりやすい記載としました。
- 留意事項に「注意マーク」を活用し、お客さまにご理解いただくために内容を補足しています。
- 本文の記載事項について、「参照」欄等を新設し、詳しくご説明するページを表示しました。
- 年金、給付金および解約・減額のご請求のフローを新設しました。
- お客さまがお知りになりたいことを一目で参照いただけるよう「目的別もくじ」を新設しました。
- 給付金をお支払いする場合とお支払いしない場合をご理解いただくために具体例を記載しました。
- 約款中の抽象的でわかりづらい記述を可能な限り明確化しました。
- 現行A5版サイズの一部の商品の「ご契約のしおり・約款」について、A4版サイズに拡大し、お客さまにとって見やすくなるように文字サイズを大きくしました。

○改訂点の一例（無配当変額個人年金保険（年金原資保証・Ⅳ型））

【保険の特徴や仕組み】

【ポイント】
・商品内容を、図表を活用しながらわかりやすい記載としました。

【ポイント】
・「参照」欄を新設し、詳しく説明するページを表示しました。

【ポイント】
・留意事項に「注意マーク」を活用し、お客さまにご理解いただくために内容を補足しています。

【ご請求のフロー】

3.年金・給付金などのご請求

① 年金のご請求について

年金支払開始日の3ヶ月前に当社からご案内状をお送りいたします。

●請求書類のほか、年金種別・年金支払期間(保証期間)の変更などについての確認の書類をお送りいたします。

↓

必要書類をご提出ください

●お送りする請求書類にご記入のうえ、保険証券、年金受取人の印鑑証明書などの必要書類とあわせてご提出ください。年金種別・年金支払期間(保証期間)の変更などについてのご場合は、お客様サービスセンターまでご連絡ください。

↓

年金のお支払いの手続きを行います

●必要書類を当社が受け付けた後、年金支払開始日以後、ご指定いただいた金融機関の口座へすみやかにお支払いいたします。

●年金をお支払いした後、年金受取人に年金証書と完了通知を送付いたします。

② 解約・減額のご請求について

解約・減額をご希望の場合には、ご連絡ください

●解約・減額をご希望の場合には、お客様サービスセンターまでご連絡ください。解約・減額のご請求についてご案内のうえ、請求書類をお送りいたします。

↓

請求書類などをご提出ください

●お送りする請求書類にご記入のうえ、保険証券、保険契約者の印鑑証明書などの必要書類とあわせてご提出ください。

↓

解約払戻金のお支払いの手続きを行います

●必要書類を当社が受け付けた後、ご指定いただいた金融機関の口座へすみやかにお支払いいたします。

③ ご請求書類一覧

年金・給付金などのご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類など	当 社 用 意 の 請 求 書	当 社 用 意 の 印 鑑 証 明 書	保 険 証 書 の 住 居 票 上 の 印 鑑 証 明 書	年 金 受 取 人 の 印 鑑 証 明 書						
年金の一時支払	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○
年金の分割支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者が死亡した場合の年金の積立に相当する金額	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○
ご契約内容の変更**	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
解約(解約払戻金)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ご契約者の変更**	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金受取人または被保険者全受取人の変更 死亡給付金受取人の指定先名の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 住居票で事実の確認ができない場合は、被保険者の戸籍謄本の提出を求めることがあります。
*2 第1回目の年金を請求する場合には保険証券となります。
*3 積立金額の減額、年金種類の変更なども取り扱います。
*4 ご契約者の死亡による変更については、旧ご契約者の印鑑証明書に代えて、つぎの書類が必要になります。
①旧ご契約者の印鑑謄本 ②相続人の戸籍謄本 ③相続人の印鑑証明書
*5 旧ご契約者の印鑑証明書が必要となります。
*6 年金支払開始日以後は、ご契約者の印鑑証明書に代えて年金受取人の印鑑証明書が必要となります。
*7 年金支払開始日以後は、年金証書となります。

●当社は、上記以外の書類の提出を求めた上上記の書類で不必要と認められた書類の提出の旨を認めることがあります。
●当社は、請求事由の範囲の確認を行うとともに支払いのすみやかな決定をはかるために、事実の確認を行うことがあります。

L&N/33
L&N/34

【ポイント】
・年金や解約・減額のご請求のフローについての説明を新設しました。

※無配当変額個人年金保険（年金原資保証・IV型）以外の発売中の商品についても、「ご契約のしおり」部分の改訂を順次行う予定です。

II 「指定代理請求特約」の概要

- この特約を付加することで、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自らのご請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金などをご請求できることとなります。
- 従来の代理請求制度では、請求する保険金などの種類によって代理人の要件が異なっていましたが、保険金などのお支払いを迅速に行うため、代理人の要件を一本化しました。
- 被保険者がお受け取りになるすべての保険金などが対象となります。
- 既契約を含むすべてのご契約に付加することができます。
- この特約を付加することで、新たな保険料のご負担はありません。

1. 指定代理請求人による請求

この特約を付加することで、被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自らのご請求できない特別な事情*がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者に代わって保険金などをご請求できることとなります。

*被保険者自らのご請求できない特別な事情

- ① 被保険者が傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合
- ② 被保険者が治療上の都合により傷病名または余命の告知を受けていない場合
- ③ 被保険者がその他①または②に準じた状態である場合

2. 指定代理請求人の範囲

ご契約者が被保険者の同意を得たうえで、あらかじめつぎの範囲でご指定いただきます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の兄弟姉妹
- ④ 被保険者と同居または同一生計の被保険者の3親等内の親族

※ご請求時に上記の要件を満たしていない場合には、あらかじめ指定代理請求人としてご指定いただいても、ご請求はできません。

※「指定代理請求人」には1名のみご指定いただきます。

※指定代理請求人は、①～③の方であれば、同居または同一生計であることを問いません。

3. 指定代理請求人が不在の場合の取扱

被保険者自らのご請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が不在の場合*には、保険金などの受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と同居または同一生計の3親等内の親族）が保険金などの受取人の代理人として、保険金などを請求できます。

*指定代理請求人が不在の場合

- ① 指定代理請求人がご請求時においてすでにお亡くなりになっている場合
- ② 指定代理請求人がご請求時において「指定代理請求人の範囲」の要件を満たしていない場合
- ③ 指定代理請求人がご指定されていない場合

4. 指定代理請求特約の対象となる保険金などの種類

- ① 被保険者が受取人に指定されている保険金など
＜具体例＞被保険者と年金受取人が同一人である場合の年金 など
- ② 被保険者がお受け取りになる保険金など
＜具体例＞高度障害給付金、入院給付金、特約介護保険金、リビング・ニーズ特約による特約保険金 など
- ③ 被保険者のご契約者が同一人である場合のご契約者がお受け取りになる保険金など
＜具体例＞無事故給付金、生存給付金 など
- ④ ①～③に定める保険金などとともにお受け取りになる金額
＜具体例＞契約者配当金 など
- ⑤ 被保険者のご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※保険金などの受取人が法人の場合、指定代理請求人のご指定がされなかったものとみなします。
※（新）遺族年金支払特約による年金も対象となります。

5. 保険料

新たな保険料のご負担はありません。

6. その他

この特約を付加されると、既に代理請求指定をされている方が代理請求を行うことはできなくなります。

以上